

関東南西部における

天保期の余業調査と在方穀物商の動向

— 関東農村の再編に関連して —

三 浦 俊 明

目 次

はじめに

- 一、相模川周辺地帯の特質と文政改革
- 二、天保一四年の余業調査
- 三、在方穀物商の活動と市場対策
- 四、開港期における穀物商の経営
おわりに

はじめに

天保一三年（一八四二）七月、幕府は江戸に近い関東幕領の村々にたいし、在方株解散令をだした。⁽¹⁾ これは有名な天保改革令の一つである株仲間解散令に準拠したものであるが、天明・寛政期以来成長してきた在方商人達の江戸

関東南西部における天保期の余業調査と在方穀物商の動向

直売り要求⁽⁴⁾と特権的流通機構を排除して農民的商品を江戸へ直流入させ、それによって江戸の物価を引下げようという幕府の政策意図⁽⁵⁾とによって出されたものであった。

一方、幕府は農民的商品流通の実態を把握するために寛政六年（一七九四）から天保年間末期にかけて再三にわたって「農間余業」調査を実施している。⁽⁶⁾ 従来これらの調査結果は農民層分化の実態把握に利用されてきたのであるが、最近では調査の政策意図を重視し、主に天保一四年（一八四三）のそれを分析することによって、天保改革時における関東農村再編の形態が具体的に追求されている。その結果、「小前・地借層」の余業統制及び農業経営への復帰策と反面、村落支配者層からなる質地地主手作経営の地位補強、在町・在方穀商人に依存した江戸市場への商品集荷体制の形成といった再編の形態が明らかにされている。⁽⁶⁾

以上の視点を考慮に入れながら小稿では、天保期から幕末期にかけての関東南西部相模川流域地帯における在方穀物商の動向を通じて、関東農村における再編の具体的形態を明らかにしてみたい。

穀物商の動向はこの地帯の商品流通構造や市場形態と密接な関連をもっていることは言うまでもない。この商品流通構造を具体的に追究した業績⁽⁶⁾が生まれているとはいえ現状ではまだ不十分といえよう。たとえば関東南西部を流れ、相模湾に注ぐ相模川は、河口地域だけでなく上流の甲州都留郡、相州津久井郡あたりからの商品輸送にとっても重要な役割りを果たしていた。⁽⁶⁾ この川の河口にある相州高座郡柳島村、同大住郡須賀村⁽⁶⁾は、相模平野全域を含む物資の集散地であると同時に相州浦賀や房総二州、遠州、駿州の諸湊などと結ぶ商品流通の拠点であったと思われる。天保二年（一八三一）九月二二日、三河田原藩年寄役渡辺華山が相州愛甲郡厚木地方に旅した際に残した日記⁽⁶⁾には

厚木ノ盛ナル所以ハ、唯相模川船路ノ便ヲナスト、旅客ノ達（路）トナリ河ハ相ノ須賀浦、柳島ニ達シ、津久井、丹沢諸山ヨリ炭薪ヲ出ス。皆此地ノ豪商買（ヒ）取（リ）テ、須賀ヘ出ス、須賀ヨリ、海船ニ載（セ）都ニ達ス。

塩ト乾鰯トハ、相海ハ言ニ不及、総房諸州ヨリ、此地ヘ至(リテ) 売販、又、是ヲ信甲ノ山中ニ致(ス)、故(ニ) 塩魚炭薪ヲ以(テ) 最上利トス、此余、海運ノ便ヲ以(テ)、布帛金鉄ヨリ、以下諸物常用ノ具ニ至ルマテ一モ虧(ク) モノナン。

と記してあり、須賀、柳島の湊が、相模・甲斐地方と江戸あるいは房総地方とを結ぶ商品流通の要になっていたことを端的に表わしている。

このように関東南西部地帯における商品流通の沿革を把握することはできるのだが、その構造は十分解明されていない。小稿は、関東農村の再編形態を明らかにすると同時に、こうした地域研究状況をのりこえるための素材を提供しようという試みでもある。

註(1) 東京大学法学部法制史資料室所蔵文書(『神奈川県史』資料編7、近世(4)所収)による。

(2) 伊藤好一「南関東畑作地帯における近世の商品流通」(『歴史学研究』二一九号) 参照。

(3) 北島正元『水野忠邦』三七一〜二頁、津田秀夫「天保改革の経済史的意義」(『日本経済史大系』4、近世下所収) 参照。

(4) 北島正元、前掲書三二〇頁参照。なお小稿で使用する農間余業という語句は、幕府法令にてくる「在々ニ而商ひ向并職人稼之儀は農間余業ニ候得は」とか、「都而農業ニ怠り余業ニ走り、農家ニ不似合遊芸等いたし候」という文章からとったものであり、農民が農業耕作のあい間に行なう商工業をさしている。

(5) 難波信雄「天保期における幕府権力と関東農村」(『日本近世史の地方的展開』所収) 参照。

(6) 最近のものでは、渡辺京子「幕末期南関東における絞油業経営について」(『神奈川県史研究』14・15号)、同「幕末期片瀬港における商品流通について」(『藤沢市文書館紀要』一号) がある。

(7) 両地域からの材木や炭の輸送については『年中公触録』(柳島村藤間家文書)のなかに散見する記事および杉本敏夫「山間村落と市場―相州津久井郡久保沢町の場合―」(『地方史研究協議会編『日本の町』所収) 参照。

(8) 『新編相模風土記稿』によれば、柳島村の湊には四〇〇石積船三艘、小船四艘計七艘があつて、近村の米穀類はみなこの湊より積出していたという。一方、須賀村の湊は、柳島のそれを上廻る大規模なものであり、廻船九艘、押送船五艘、海士船一五艘、地曳網船一七艘、計四六艘の船を所持していたことがわかる。

また天保九年（一八三八）、柳島村藤間家文書には「駿遠国其外る廻船当湊江入船致、穀類買積いたし度由……後略」という記載があり、駿河、遠江地方の廻船が柳島湊へ出入りしていたことを窺うことができる。

(9) 高瀬慎吾『厚木と游相日記』、杉山久吉『相模川の船』参照。

一、相模川周辺地帯の特質と文政改革

在方穀物商の動向追求に入る前に天保期前後における相模川周辺地帯の特質について、所領構成、村落支配機構、主な交通路、在町、宿場町の存在形態を通して明らかにしておく。

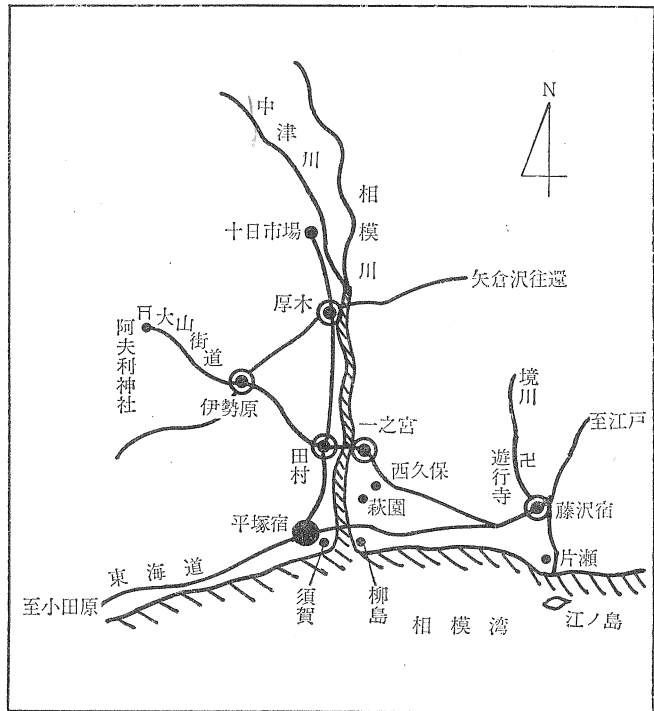
第1図は相模川周辺地帯の略図である。この地帯は、幕領、譜代大名領、旗本領が錯綜しており、なかでも旗本領が多いいわば非領国地帯⁽¹⁾ともいうべきところである。しかもそれぞれの所領は近世初期から幕末期まで一貫していたわけではなく、たびたび入れ替わるという複雑さであった。⁽²⁾ そのため農民的商品経済の展開にともなう農村構造の変質と村方騒動の頻発によって、領主の農民支配は徹底を欠き、領主的危機を増していった。幕府はこの事態に対応するために文化二年（一八〇五）に関東取締出役を設け、さらに文政一〇年（一八二七）には関東全域を対象にした文政改革⁽³⁾を実施する。これは、御料・私領を問わず近隣の村々三〜六ヶ村で小組合を結成し、それを一〇前後集め、村数にしておよそ四〇〜五〇ヶ村を目安に大組合を組織した。小組合、大組合からそれぞれ小惣代、大惣代と呼ばれる代表者を選定すると同時に、組合村全体のなかでとくに大高で有力な村を親村または寄場と称し、その村の名主を寄場役人としたのである。こうして関東取締出役↓寄場役人↓大惣代↓小惣代↓村役人という村落統治機構が育成された。それはまさに地域市場における豪農商を中核として、それに依拠することにより村落支配を再編成しようとした領主的対応であったという。以上が文政改革といわれるものである。

相模川周辺にあつて、しかも後述する米穀流通市場でもある寄場および配下の村数・総家数⁽⁴⁾を示すと

- 1、藤沢宿寄場 東海道藤沢宿、高座郡下の二ヶ村、鎌倉郡下の二ヶ村、計一宿と四ヶ村、総家数三七四五戸
- 2、一の宮寄場 高座郡下の二ヶ村、総家数一五三四戸、なおこの寄場は天保八年(一八三七)一〇月に藤沢宿寄場から分離し成立したという。⁽⁵⁾
- 3、田村寄場 大住郡下三ヶ村、総家数一八一戸
- 4、伊勢原寄場 大住郡下二ヶ村、総家数一九五八戸
- 5、厚木寄場 大住郡下一〇ヶ村、愛甲郡下三ヶ村、計四ヶ村、総家数四五六八戸

となつてゐる。これらは、第一図をみれば明らかなように東海道、大山街道、厚木街道、矢倉沢往還といった街道、脇往還沿いに位置しており、宿場町、在町あるいは在町性格の濃い村落として、各寄場内村落の流通の中心地となつていたと思われる。⁽⁶⁾

第1図 関東南西部、相模川周辺略図



● 寄場 ● 主な地名

関東地方は全国的にみて畑作生産地帯とみなされているが、⁶⁾小稿の主たる対象地域である一の宮寄場内地帯も例外ではないようである。たとえば天保四年(一八三三)、高座郡西久保村、代官江川太郎左衛門支配所における年貢皆済目録によると、⁶⁾支配高二石二斗八升七合のうち本途納高は米七斗一升七合、永一貫八九三文であり、比較の都合上、米納分を永高に換算すると八九六文となる。いま仮に米納分は水田から生産したものの、永納分は畑地からの生産物を換金したものとみなすと、水田は全耕地の三二パーセント余り、畑地は同じく六八パーセント余りとなり、西久保村江川代官領は畑勝ち村落であったことを推測することができる。さらに西久保村では、天保五年(一八三四)に幕府が年貢の原物納と江戸への廻米を命じたのに対し、米麦の買納すなわち永納を歎願している事実⁶⁾があり、これなども水田の生産性の低さと畑地優位を暗示しているといえよう。

以上、主に幕府による文政改革の実施結果を通して相模川周辺地帯の特質を説明してきたが、以下これらの特質に規定されて展開する穀物商を中心とした農間余業のひろがり、それに対する幕府の対策を検討していくことにする。

註1) 安岡重明『日本封建経済政策史論』参照。

(2) 『神奈川県史』資料編6および7所収の解説、参照。

(3) 山中清孝「武州、相州「改革組合村」編成について」(『神奈川県史研究』二七号)、同「幕藩制崩壊期における武州世直し一揆の歴史的意義」(歴史学研究会編『世界史における民族と民主主義』所収)参照。なお、文政改革に関する研究史とその問題点については前者の山中清孝論文に詳しい。

(4) 山中清孝、前掲「神奈川県史研究」所収論文による。

(5) 「寄場年中規矩相定帳」(現、高座郡寒川町一の宮、入沢章家文書、『神奈川県史』資料編7、近世(4)所収)による。

(6) 藤沢宿、厚木村、伊勢原村では、藤沢宿から順番に六斎市が開催されていた。藤沢宿では「毎月一・六之市立」(『東海道宿村大概帳』)、厚木村では「月毎に二・七の日」(『新編相模国風土記稿』)、伊勢原村では「毎月三・八の日、市を立、諸物を

貿易す、此時近郷より穀を商ふ者来りて定価を商議す」(『新編相模国風土記稿』)となつてゐる。それぞれ日をずらして市立が行なわれているのをみると、この三地域は、それぞれが一つの経済圏を構成しながらも、なおかつ有機的な連関を有していたことが予想される。なお信州上田藩領域経済圏の成立の事例として同様な事実が指摘されている(大石慎三郎「藩域経済圏の構造」商経法論叢十二の三号、のちに『日本近世社会の市場構造』に収録)。

- (7) 相州高座郡下の二、三の村について田畑の割合を示してみると次表のようになる。これによると全耕地の約六〇〜七〇パーセント前後が畑作地であることがわかる。
- (8)・(9) 高座郡萩園村、和田家文書。

二、天保一四年の余業調査

天保一四年(一八四三)六月、幕府の農間余業調査命令に対して、高座郡一の宮寄場では、調査結果を関東御取締出役渡辺園十郎宛に提出した。その一部の控が「上組拾四ヶ村並一之宮、農間商人名前取調査上控帳」として、かつて寄場名主をつとめた入沢家に残っている。(ii) この史料は控であるために種々の訂正が施されており、判読しにくい部分が多いのだが、それがかえつて実態を把握するのに役立つ。

調査結果を余業別に整理してみると第1表のようになる。

1表によれば、一三三戸の農民が約五〇種類にわたる「農間余業」に携わつて

関東南西部における天保期の余業調査と在方穀物商の動向

高座郡村下の田畑割合表

郡	村名	調査年月	田方反別			畑方反別			合計反別	畑方の%	
			反	畝	歩	反	畝	歩			
高座郡	宮原村	延宝5.12	378.	0.	3	427.	4.	16	805.	4.19	53.1
〃	円行村	寛文11.9	115.	3.	24	418.	9.	0	534.	2.47	78.4
〃	辻堂村	元禄14.	77.	3.	25	219.	8.	14	297.	2.9	73.9
〃	羽鳥村	寛文12.4	145.	4.	21	215.	7.	15	361.	2.6	59.7
〃	藤沢大久保村	〃 9.11	255.	4.	25	695.	1.	9	956.	4.0	72.6

注. 各村田畑高反別一覧表(『藤沢市史』第2巻所収)より作成

いたことが判る。前示したように一の宮寄場は、合計二八ヶ村、一五三四戸存在するが、この調査は一五ヶ村分すなわち一の宮寄場村の約半数しか対象にしていない。仮に一五ヶ村分の戸数を約八〇〇戸と見積ると約一六・五パーセントの農民がなんらかの余業に従事していたことになる。約五〇種類の余業を、A群・穀物商・質屋・酒造・醬油造業——高利貸ないし問屋、仲買商的性格の強いもの、B群・小売商的性格の強いもの、C群・職人ないし家内手工業者的性格の強いもの、の三種に区分してみると、A群には全体の二八パーセント余りのものが従事し、村名主クラスの村落支配者は殆んどこのなかに含まれる。なかでも穀物商が多いのは特徴的である。村の中・上層農民の多くはA群に含まれる余業に従事していたのではないかと予想される。B群に属する余業に従事していたものは全体の六一・四パーセントとなりもつとも多い。業種から判断すると殆んど農民の日常必需物資の小売商である。その中において地場商い、送質、下菓子果物商い、豆腐屋、酒小売が多い点に注目しておこう。組頭、百姓代をつとめていたものが若干存在するものの大部分は百姓身分のものである点からみて、村の中の平均的な百姓すなわち中下層農民達が従事していたものと思われる。C群には全体の一〇・六パーセントのものがおり、すべて百姓身分のものである。階層的にはB群に属する農民と区別することは難しい。比較的下層のものが従事していたのではなからうか。

ところで幕府は、天保四年（一八三三）の飢饉以来、関東の幕領に対し、代官江川太郎左衛門や関東御取締出役を通して再三、穀物商による米穀買占め、糶買等に対する取締令⁽⁴⁾を発している。天保七年（一八三六）八月の相州大住郡堀斎藤村の請書⁽⁵⁾には左のように記してある。

(天保四年)

(前略) 右は全去ル巳年不作以来米穀困持候人氣押移り、中ニは利欲ニ拘余業之者も穀商ひ相始メ糶買等いたし、猶米価可引上見込ヲ以困持候族も有之趣被及御聴、左之通被仰渡候、

一、米穀之儀渡世之者之外買入相始候ものハ差留、万一不取用候ハ、其段早ミ可申上事、(傍点は筆者付加)

つまり余業の穀物商を差し留めようという幕府の意図が示されているのである。そのために幕府は、天保九年（一

八三八)、同一四年(一八四三)に余業調査を実施した。そして同一四年七月には余業調査の実績に基づいて、湯屋、髪結床、酒食店、小間物商い、刀研拵屋等風俗的なものとあわせて穀類に係わる余業を禁止し、結局、小前・地借層の余業進出の途を制限していこうとしたという。⁶⁾しかしながら湯屋をはじめとする右記した余業のものは「表向相止候姿ニ而内実其儘相稼罷在候ものも有之哉ニ相聞え不取締ニ有之候」⁶⁾といった状態であり、事実いくつかの村から余業を認めてくれるようにと歎願が行なわれている。たとえば高座郡亀井野村では、村が協往還筋にあるので御用人馬等の継立負担があるだけでなく「素より田畑とも薄株之百姓共多く田畑過半引足不申」状態であるので、昔から農間余業によって親妻子を養ってきた。だから

已来有来外一切相殖不申、別而居酒之儀皆止仕、酒升売并売めし雜菓子商ひ之儀ハ御宥免被成下候様、偏ニ御慈悲之御沙汰奉願上候。⁶⁾

という歎願書を関東取締出役渡辺園十郎宛に提出している。もとより許可する筈もなく、天保一四年九月には再度取締令を発したが、亀井野村の勘左衛門は同年閏九月、ふたたび駄売おろし升酒商いの許可を願っている。⁶⁾ 一体、実際に禁止されたのはどんな余業であったのであろうか。この点を解き明かしてくれる鍵が前述した一の宮寄場村落の調査結果のなかに潜んでいると思われる。この調査書には、いったん記載した余業名をわざわざ消して、別の業種名を書き加えてある部分と単に余業名の横に傍線が施されている個所がある。それらを抜き出してみると

1、書き替えられている余業名と戸数

イ、地場商いを菓子果物商いに訂正されたもの 一三戸

ロ、居酒并地場商いを居酒并菓子果物商いに訂正されたもの 二戸

ハ、酒小売、豆腐屋、山頭商いを菓子果物商いに訂正されたもの、それぞれ一戸宛、計三戸

2、傍線が施されている余業名と戸数

イ、酒小売 五戸

ロ、荒物并酒小売 二戸

ハ、穀物并酒小売、濁酒造、地場商い、蕎麦豆腐屋 それぞれ一戸宛、計四戸

となつてゐる。1が一八戸、2が一一戸、合計二九戸、調査対象戸数一三二戸の約二二パーセントがなんらかの訂正を施されてゐるのである。訂正された業種は酒小売、地場商い、⁽⁶⁾豆腐屋等であり、穀物に直接係わるものあるいは祭礼などのときに出す露店商などである。しかし第1表の村落上層部が携わつてゐた穀物、質商等は全然訂正されてゐない。酒小売とあるように零細な「田畑薄株之百姓」⁽⁶⁾が従事せざるを得ない小売商のみが訂正の対象にされたやうに思われる。

第2表は、天保一四年およびそれ以降の一の宮寄場村落内における穀物商数を表わしたものである。これをみれば明らかかなように天保一四年の時点で存在した農間余業としての穀物商は、その後禁止されることなくそのまま幕末期まで継続してゐることになる。逆に右の訂正あるいは傍線を施した業種は、天保一四年の余業調査の結果、禁止され、転業を余儀なくされたものと考えることが出来る。だから亀井野村の勘左衛門のような歎願が行なわれたのであるが、これも恐らく許可はされなかつたであらう。つまり天保一四年の余業調査は、村落の中下層からなり、小売業を中心とした穀物関係余業に従事する農民を商品流通から遮断し、農業耕作への専念を強制するためのものであった。

天保一四年七月、老中水野忠邦による「御取箇増方」の改革策をうけた代官江川太郎左衛門は、八月一二日に江戸を立つて廻村する旨を在地に触れてゐる。⁽⁶⁾この改革について江川の発したお触れ⁽⁶⁾は次のように説明してゐる。

ただ漠然と年貢率を増すことではない。近頃小前末々のものまでが華美にはしり、農業を怠つて田畑を荒してゐるので作徳も減り、したがつて年貢納入ができず潰百姓になる基になつてゐる。だから

第2表 天保期以降の穀物商数

村落名		天保14 (1843)	嘉永3 (1850)	慶応3 (1867)
現、高座郡寒川町	倉小宮小岡大	3戸	3戸	3戸
	見動山谷田	3	2	2
	蔵宮端曲瀬	3	6	6
	之	3	3	3
	大	1	1	1
	一	1	1	1
	田	5	3	5
	大		2	4
	中		2	0
			1	0
現、茅ヶ崎市	平太新田		1	0
	萩今中柳浜円西香行芹		5	5
	園宿島郷蔵保川谷沢		1	2
	之		0	1
	久		3	3
			0	1
			2	2
		0	2	2
			2	4
			1	1
現、藤沢市	宮瀬打菖	2	5	2
	原郷辰沢		5	2
	蒲		0	1
合 計	21	53	54	

- 注. 1. 寒川町一の宮、入沢章家文書より作成
 2. 天保14年の農間余業調査は寄場組合28ヶ町村のうち15ヶ町村のみを対象としている

第一に「田畑一筆限り耕作小前帳引合、荒地取下场所も可成丈本免ニ復」
 第二に「畝畔紛乱いたし荒地等出来又は追ニ起返ニ而も有体不申立、其儘ニ相成居候哉之趣ニ付、右様之場所は相改、地所不相当ニ高免之場所は引下ケ候様ニも被成下、いつれも上下明白、夫々村柄地味相応之御取箇ニ相成」というものであり、要するに荒田⁽⁹⁾耕作の強制を年貢増徴策によって果たそうとしたものであった。これによって農間余業に精を出さざるを得ない小前百姓層を本来の農業耕作に専念させようとしたのである。しかしその場合、相模国足柄上郡金子村における報徳仕法⁽¹⁰⁾にみられるような下層農切り捨てに結果していったかどうかは今後の実証に待たねばならない。ただ次節で触れるように小前百姓層は少なくとも地主であり買占商人である商人的農民の小作人としてしか存続しえなかったことを指摘することができる。

ところでこの改革は、水野の失脚によって中央段階では停止されたものの、関東南西部地帯の農村では続行されているようである。弘化元年（一八四四）十一月、代官江川太郎左衛門は、高座郡柳島村から順番に廻村し、それぞれ「増方吟味」をするから諸道具を準備する旨を各村名主に触れている。⁶⁰

以上のような小前百姓対策をとりながら、一方では、冒頭に述べたような在方株解散令と余業調査によって、村落支配者層による在方穀物商業等の活動を認めていった。それはまさに難波信雄氏が指摘⁶¹されるように在村の質地地主手作経営——穀商——村役人を典型とする階層を再編の支柱にしようという意図に基づくものであろうし、関東南西部地帯の農村もその線に沿って展開していったものとみなされるのである。

註(1) この書上控帳は、一の宮寄場の上組調査分だけを記したものである。上・下二組に分割した事情、時期等についてはいまのところ明らかにしない。なお、この史料の所蔵者は、高座郡寒川町一の宮、入沢章家である。

(2) 『神奈川県史』資料編7・近世(4)、三九八頁以下、参照。
(2)に同じ。

(3) (2)に同じ。

(4) (15) 難波信雄、前掲論文参照。

(5) 『年中公触録』（柳島村藤間家文書）による。

(6) (9) 「乍恐以書付御歎願奉申上候」（加藤敬祐氏所蔵文書、『藤沢市史』第二巻所収）。

(7) 「書面を以御届ケ申上候」（同右）。

(8) 地場商いとは、零細な露店商のことらしい。「天保三年、都筑郡十三ヶ村商人仲間議定書」（『神奈川県史』資料編7、近世

(4)所収）によれば、「一、地場商人之儀は銘々農間に神社・仏閣之祭礼其外之場所江罷出、商売致し候儀ニ付……」とある。

(10) (11) (14) 『年中公触録』（柳島村藤間家文書）による。

(12) 関東農村の荒唐問題は主に北関東地方を分析対象として議論されている。ごく最近の主な成果をあげれば、長野ひろ子「水戸藩の農村構造」（『茨城県史研究』二九号）、乾宏巳「荒唐期農村の諸特質」（『地方史研究』一四二号）、広瀬隆久「農村荒唐過程と中層農民の動向」（『歴史学研究』四三六号）等がある。しかし本文で示した江川太郎左衛門の触書をみれば、南関

東農村も考慮に入れる必要がありそうである。いまその実態を明らかにできないが、かつて私はこの問題を寺院祠堂金貸付の問題を通して考えようとしたことがある（「南関東地方における寺院の名目金貸付について」『近世神奈川の研究』所収）。なお、長野氏は右の論文により、寛政期段階の水戸藩では、荒廃現象を「悪所分」「手余り分」「荒地分」といった段階に分けてとらえ、「悪所分」から順に年貢率が低くなっていると指摘されている。代官江川にこのような荒廃現象に対する段階的認識があったとすれば、關東南西部地帯の荒廢は「荒所分」段階にとどまっていたと予想される。

- (13) この報徳仕法については、菅野則子「天保期下層農民の存在形態」（『歴史学研究』三六五号）、同「変わりゆく村むら」（『日本民衆の歴史』5所収）参照。

三、在方穀物商の活動と市場対策

ここでは、まず天保期における幕府の關東米穀市場対策を検討し、それとの関連において、一の宮村の穀物商入沢新太郎家が控えていた穀物相場の変化を通して、在方の穀物商人達の米穀販売市場を明らかにしてみたい。すなわち穀物商人発展の根拠を考えておこうとするものである。

幕府は天保四年（一八三三）の大飢饉以来、特に關東農村に対し、米の江戸販売を奨励し、同時に各地域の市場における米価の安定を計っている。次の触書の文言はそれをよく示している。

- 1、其村々之内所持米有之者は、江戸表融通のため此節早々売払候様⁽¹⁾（天保四年九月）。
- 2、關東筋国々之儀、米麦雜穀共其村町限、役人共より相改、小前所持之分、夫々家人人別に引合、当年新穀出来迄之手当を殘し置、其余分は持主限最寄市場町へ売捌、又は江戸廻しいたし、地廻米問屋并脇店米屋共へ売捌、在々穀類商売之者たり共、不相当之石数買持候儀不致、其土地凡之弁用を見積、其余之米穀早々江戸廻之上、前書之通

売捌方可致候、右に付売買并津出廻船等相互正路に可致は勿論候得共、別而無差支様速ニ可取計候。(天保五年正月日、傍点筆者付加、以下同じ)。

3、相場之儀は最寄市場之(ハ)其時々一同申合、同相場ヲ以買取、其土地(ハ)又は江戸廻シニ可致、若出買又は区々之相場を以買取候へ、当人は勿論組合所役人迄嚴敷御取調。(天保七年九月)。

4、商人共囲置候儀は勿論、百姓共有余米之分、可成丈沢山江戸表へ売捌候様。(天保一三年正月一三日)。

このことは在方の穀物商人達の自由な活動を制限することによって成り立っていた。次の触書はそれを意味している。

1、「穀商人之外在々相廻り、糴買又は宿町場へ可売出米穀途中出張買致」(天保四年十月)すことの禁止。

2、「米穀多分他国江売渡し、且買メ等仕」(嘉永三年一月)ることの禁止。

以上のことは裏を返せば、在方の穀物商人達の自由な商売によって江戸あるいは「最寄市場町」へ十分に米穀供給ができない状況を表わしているものと考えられる。

事実、天保九年(一八三八)正月、柳島村穀商人仲間は、駿河、遠江、その他から廻船が柳島湊に入り、船手方が、在々商人から直買したり、あるいはまぎらわしい荷物を船積した際には取調べる旨の「議定証文」を提出している状況であった。次に示す入沢新太郎家の穀物相場書は、江戸や最寄市場である藤沢、厚木、伊勢原での米穀相場以外に断片的ではあるが遠隔地の相場を記入しているが、これも右の状況を裏付けているのではないかと思われる。

天保一四年(一八四三)六月、相州高座郡一の宮寄場内「農間商人名前取調書上帳」の一の宮村の項に

新太郎 一、農間、菜種、荒もの、茶、太物類水油、穀物

という記載がある。同家は現在、入沢家と称しているが、屋号を日野屋と称し、文化一〇年(一八一三)五月、江戸日野上大窪町人主弥惣八が新太郎宛に差出した奉公人請状を残していること等から推測すると先祖は近江商人であ

つたらしい。明治五年（一八七二）の書上⁽⁶⁾によれば、新太郎家は当時までに九代相統しており、二代目のときに江戸へ菓種、砂糖問屋の店を出したが、五代目頃から経営不振に陥り八代目までの間に屋敷、店をたたくで、高座郡一の宮村へ引込んだとある。江戸へ出店した時期、一の宮村へ土着した時点は詳らかでない。書上げの記事と現在入沢家に残っている一の宮村関係文書が宝永期ごろからのものである⁽⁶⁾こと等から判断すれば、元禄期前後に江戸へ進出し、さらに一の宮村へ住み着いたのではないかと思われる。

一の宮村での新太郎家は、その後順調に農業経営を發展させ、天保期には前に示した農間余業に励む「豪農」⁽⁶⁾に成長し、天保一四年の余業調査以後も穀物商を継続している⁽⁶⁾。

渡辺華山の残した『游相日記』⁽⁶⁾ 天保二年九月二二日の項には

鳥(山) 侯ニ隸スル処ノ豪富第一、栗原村大谷弥市、凡十八万兩ノ富ト云。又是ニ次(グ)モノハ、用田村伊東彦右衛門、一ノ宮・日野屋新太郎

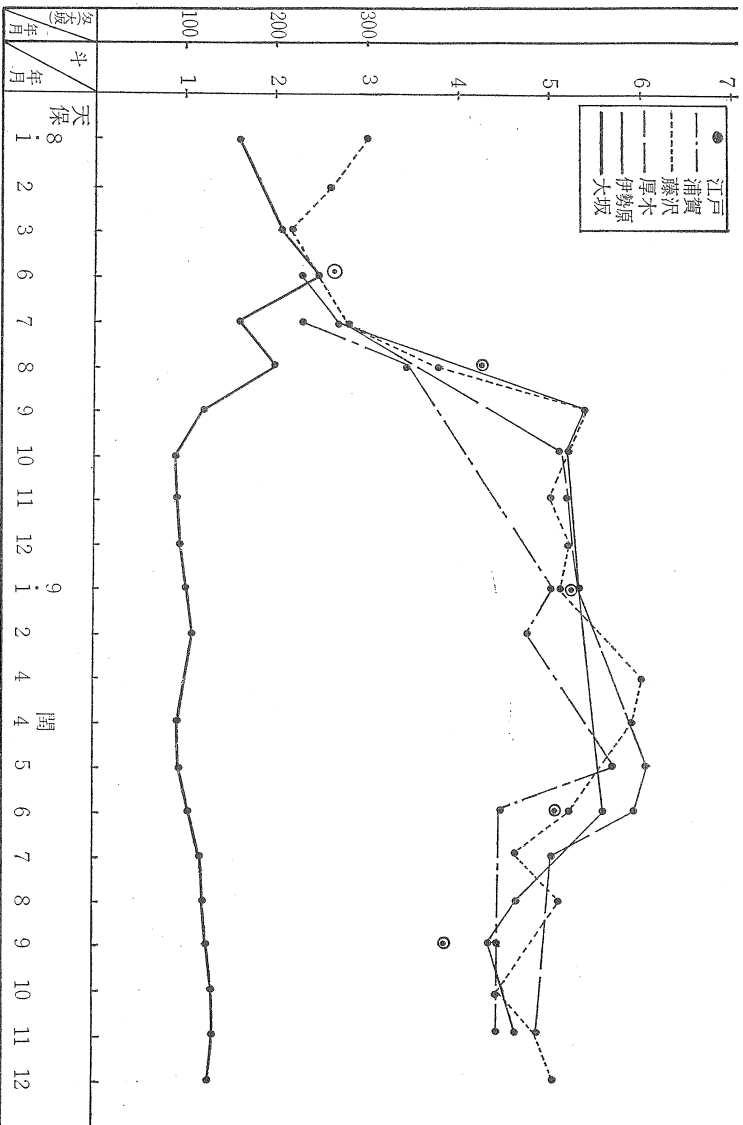
と記載されており、入沢新太郎家の發展ぶりを窺うことができる。

入沢家文書のなかに文政八年（一八二五）一月から天保九年（一八三八）二月にわたって穀物相場を記してある一綴の文書がある。表題はなく最初の書き出しは「文政八年酉十一月相場、一ノ宮両々、兩平均」となっており、特に天保八、九年の記載は克明である。入沢家が穀物売買をした際に各地の相場を記入したものと思われる。

いまこれらの穀物相場のうち江戸、大坂と主な地域市場の米相場をグラフに表わしてみると第二図のようになる。なお時期的に非連続ではあるが、このグラフに表わした地域市場以外の地域における米相場も記されているので、念のためにその地域と記載年月日および米相場を畿内から関東の順に示しておこう。

播磨後水、天保八年一月八日（五・六斗）

第2図 各市場における米価図



注：大坂の相場は、米1石に対する銀相場を示し、米種は肥後米の例を示した。その他の地域は金1両に対する米の重を表わしている。

京都、同八年八月一日(三斗)

近江日野、同八年七月一七日(二斗)、同二〇日(一・八八斗)、同九年六月二日(六・七四斗)、同九月一日(六・四斗)

近江水口、同九年八月一日(五・六斗)

岐阜、同九年八月一三日(五・二斗)

伊勢桑名、同八年五月二〇日(三・四斗)

遠江森、同九年八月一日(六・二斗)

駿河清水、同八年六月一八日(二・五斗)

上野藤岡、同九年八月一日(四・二斗)

常陸鹿島、同九年二月一日(五・二斗)

奥州須賀川、同九年七月一六日(二・七八斗)

以上はすべて金一両に対する米の量が記されている。大坂の相場は、天保四年九月から同九年一二月までにわたって、主な品種についての相場が大体各月ごとに記してある。いま比較の都合上、天保八、九年の肥後米相場を第二図に表わしてある。但しこれは米一石に対する銀価が示されている。

さて、第二図から指摘できる点をあげてみよう。その前に第二図をみると一見、大坂と他の地域とでは米価の動きが逆のようにみえるけれども、これは前者が米一石に対する銀価格を示し、後者は金一両に対する米の量を表わしているからである。本来ならどちらかに統一すべきのだが、換算基準が不明確なためにそのまま同一グラフに記したのでこうなった。したがって大坂と他地域における米価の動向は同じ傾向を示していることを前もってお断りしておく。

ところで第一に指摘できる点は、わずか二年間ではあるがその間の米価の動きである。米価は、天保七年(一八三六)の大飢饉^⑤の影響によって同八年の七月までは異常な高騰をみている。しかし収穫期を迎える八月以降からは平

常にもどり、以後九年にかけて横ばい状態である。この点からみると大飢饉による直接の影響は意外に短期日であったといえる。なお、有名な大塩平八郎の乱は米価の異状な高騰時である二月に発生している。

第二は、浦賀、藤沢、厚木、伊勢原といった地域市場における米価の問題である。まずその間の幅が小さいこと、次に大坂、江戸といった中央市場の米価と同傾向の動きを示し、同時に江戸の米価とほとんど格差がないことである。つまり米価全体が同一傾向で動いていることであり、それは、大坂、江戸といった中央市場の米価体系と同じ体系のもとにこの地域の市場価格は動いていたことを意味している。この点、大坂米価と周辺西摂農村の米価を比較した場合も同様であるという指摘がある。すなわち大坂と周辺農村とはすでに単一の市場圏を形成していたといわれている。

以上が第二図から指摘できる主な点である。

最初にあげた幕府の政策をみると、幕府は、穀物商人達が最寄り市場の相場で買い取らず「区々之相場を以買取」り、他国へ売り渡すことを取締っていることがわかる。このことは右に述べたような中央市場の価格体系に準じない、換言すれば江戸での米価格とかけ離れた相場による米穀売買を禁止しているものと思われる。

高座郡一の宮村を中心とした周辺農村では当時、年貢納入は石代納⁶⁴であり、田方、畑方ともに永納である。したがって農民は、年貢納入のために穀物を藤沢宿等の問屋へ販売⁶⁵したうえで永納に依っていた。天保四年(一八三三)の大飢饉の影響による江戸の米不足を緩和する必要から、代官江川太郎左衛門は、高座郡萩園村、西久保村、平太夫新田村に対し「御城米御廻米」をするための現物納を命じたが、農民は「右ニ而者御廻米難相成奉存候、何率以御慈悲米麦共買納被仰付被下置候様」⁶⁶にという歎願書を提出する始末であった。

このような年貢米販売をもとにして藤沢における米相場は成り立っていたとみられるが、そこで形成される相場は中央市場でのそれと大差はなかったのである。換言すれば藤沢のような地域米穀市場の狭隘さに規定されて生じる米

相場を超えて、もし穀物商人達が高値で米穀販売しようとするれば、他国売りをするしか方法はなかったのである。一の宮村の穀物商入沢家の相場書のなかに遠隔地の相場が記載されていたり、柳島湊へ遠江や駿河地方の船が入ってくるのもこの他国売りと関係があったものと考えられる。

註(1)・(3)・(5)・(6) 『神奈川県史』資料編7、近世(4)所収文書による。

(2)・(4) 『日本財政経済史料』第七卷所収。

(7) 柳島村、藤間家文書による。

(8) 寒川町一の宮、入沢家文書。

(9) 『神奈川県史資料所在目録』第一九集参照。

(10) 「豪農」の概念については、山口啓一・佐々木潤之介『体系・日本歴史』4・幕藩体制一八六〇—一九三三頁参照。

(11) 入沢家文書「慶応三卯年七月、穀屋名前書上帳」にも新太郎の名前がある。

(12) 高瀬慎吾『厚木と游相日記』による。

(13) 天保の飢饉についてはさしあたって、上杉允彦「天保の飢饉と幕藩体制の崩壊」(『歴史公論』8所収)参照。なお、高座郡一の宮寄場内地域の飢饉の模様については、同郡萩園村和田家文書「天保六未年九月四日書立、田方破免御検見入願書扣」「天保八年西正月、御用留」等で概略を知ることができる。それによるとこの地方は、天保六年六月ごろから、大雨、出水、冷気が続いたという。

(14) 山崎隆三「近世後期における農産物価格の動向」(大阪市大「経済学年報」一九集所収)参照。

(15) 高座郡西久保村の天保四年年貢皆済目録によれば、村高二石二斗八升七合に対する本途、小物成ともに永納である。うち本途分六斗四升九合七勺は買納分として代永一貫二七六文三分を納入している。なお天保期の西久保村は五給地と幕領からなっており、これは江川太郎左衛門支配領すなわち幕領分だけの数字である(高座郡萩園村和田家文書による)。

(16) 天保八年の「御用留」(和田家文書)には次のように記してあり、農民が穀物を藤沢宿へ販売していたことを知っている。

以廻状申建候、然者畑方御年貢皆済買納石代早々可相納旨、江川太郎左衛門様御役所々右之段村々江可差出廻状旨、当宿

江被仰渡候、尤石代相場之儀者四斗三升之積り、是又被迎渡候間、此段早々相納可被成候、此廻状留村を御返可被成候、以上

藤沢宿問屋

西十二月十一日 藤左衛門

辻堂村、小和田村、菱沼村、茅ヶ崎村、萩園村、西久保村、平太夫、一ノ宮村、下土棚村、右村様
(17) 「乍恐以書付奉願上候」(和田家文書)。

四、開港期における穀物商の経営

ここでは、相州高座郡一の宮寄場内に位置する萩園村の穀物商和田家の米穀販売内容を検討することによって、開港期における在方穀物商の発展形態を明らかにすると同時に、このような有力農民に編成されている小農民の存在形態についても考えてみることにする。使用する史料は、特に断らないかぎりすべて「万延二年辛酉正月吉日、穀物売買帳」であり、現在は、和田久徳氏の所蔵によるものである。この帳面は、和田清右衛門が作成した。彼が、万延二年(一八六一年二月に文久と改元)の一年間に二四家と穀物売買をし、その内容を出・入の別に記載したものである。売買の範囲は、一の宮村寄場内村落、藤沢宿、大住郡須賀村であり、萩園村を中心として半径三里内外の地域である。

萩園村は、天保四年(一八三三)二月の時点では「萩園村名主無之」⁽¹⁾の村であり、同五年には組頭清右衛門、同銀右衛門⁽²⁾、同喜左衛門が村政に携わっていた。天保六年になると清右衛門が名主になる。⁽³⁾神崎彰利氏の研究⁽⁴⁾によれば、天保時の萩園村は幕領と旗本二給地からなっており、清右衛門は幕領分の名主となったらしい。いずれにし

てもこのことは、和田家発展の一画期が天保期にあつたことを物語っている。

さて、和田家と二四家との出入関係を整理してみるとおよそ次の三つのケースに分けることができる。

第一は、宿場町あるいは湊に存在する穀物商との取引関係と思われるもの、第二は、萩園村周辺農村の穀物商との取引関係とみられるもの、第三は、萩園村村内農民との貸借関係と想定できるものの三ケースである。第一のケースすなわち藤沢宿日野屋庄兵衛と須賀湊の鳥海清吉との関係を示したのが第3・4表である。この表から和田清右衛門が、日野屋、鳥海両家から干鰯、塩、ばん茶などを購入し、餅米、大麦、大豆などの穀物を両家へ販売していることがわかる。日野屋との間には年度末に貸借関係はない。鳥海に対しては金二兩余りが貸越しとなっているが、鳥海からの入金額は大きい。取引相手は明らかに問屋の性格の強い商人である。事実、鳥海は須賀湊で穀物商を開いていたことを確認でき、同家は明治期になると横浜の吉田長者町へ移ったといふ。⁽⁵⁾

第3表 藤沢宿日野屋庄兵衛との取引関係

月/日	品 目	数 量	入			数 量	出	
			(兩)	(匁)	(文)		(兩)	(匁)
3/12	干 鰯	4俵	2.10	2.14				
4/11	?	8俵			1000			
4/21	塩	7俵	0.20	15.00				
	小計 A		3.02	0.55				
5/29	餅 米					3俵	3.00	7.01
5/27	金		2.00					
5/13	干 鰯	4俵	1.30	1.66				
9/25	大 豆					15俵	8.00	13.15
9/23	金		3.00					
	小計 B		6.30	1.66			11.00	20.16
	Bの差引=C						4.20	3.50
	C-A						1.12	2.95
	駄 賃 等				799			
?			1.10		341			
	差 引		0	0	0		0	0

第一節で指摘したように一の宮寄場を中心とする相模川周辺地帯は畑勝ちの土地柄である。そのためその低生産性を補うために元禄期頃から干鰯などの金肥を導入していた。⁽⁶⁾ たとえば厚木寄場内にある愛甲郡中依知村でも

田畑こやし之儀、芝草馬屋こい、又ハ干鰯⁽⁷⁾買取用、
 其外⁽⁸⁾こい須賀・大磯⁽⁹⁾買取申候⁽⁷⁾

という状況であった。

この干鰯は、房総地方で生産されたものが、東浦賀干鰯問屋の手を経て、相州片瀬湊、現藤沢市片瀬に入っている。⁽⁶⁾ 多分、藤沢宿日野屋などが購入したのであろう。須賀の鳥海も同様に東浦賀問屋から買入れたものと思われる。

東浦賀問屋は干鰯だけでなく塩も生産地から仕入れていた。この場合の生産地は瀬戸内沿岸であり、ここからの下り塩すなわち十州塩なかでも播州赤穂塩、阿波撫養（＝斉田塩）などが東浦賀問屋の手を経て片瀬湊に入荷していた。⁽⁶⁾ 日野屋や鳥海が和田清右衛門へ販売した塩も恐らく片瀬や

第4表 須賀、鳥海清吉との取引関係

月/日	品 目	数 量	入		数 量	出	
			(両)	(文)		(両)	(文)
?	大 麦				60俵	36.12	630
6/5	金		20.00				
6/6	上 干 鰯	6俵	1.20	520			
6/4	白 干 鰯					1.20	
6/6	白 干 鰯	7俵	1.12	163			
6/9	金		14.32	110			
	小 計		0	0		0	0
10/27	大 麦				30俵	13.00	288
10/26	金		10.00				
"	大 遠 州 麦 塩 茶			1358	1俵	0.12	407
11/27	ば ん	2俵					
12/27	ば ん	1俵	2.00				
	小 計		12.00	1358		13.12	695
	差 引					* 2.03	185

* 実際に計算してみると金1両1分余りとなるが、一応、史料上の数値を記しておく。

須賀の湊を通して東浦賀問屋から購入したものであろう。このように干鰯や塩は、東浦賀問屋を媒介するとはいえず、江戸を排除して商品生産地帯と消費地が結びつくというルートによって流通していたのである。米、麦、大豆の場合も日野屋や鳥海という問屋的な穀物商を通して前節で述べた他国売にまわされていたことが考えられる。

第二のケースは西久保村の西村太郎兵衛と茅ヶ崎村南湖の橋屋三次郎との取引関係であり、その内容を示したのが第5・6表である。ここではまさに穀物の売買が典型的に行なわれている。第5表は、和田清右衛門が米、粟を西久保村の西村太郎兵衛から購入していることを示している。支払いは金銀出入帳とあるように金銭取引の形態をとっている。貸越額もわずか金一兩二分余りであり、大体穀物購入の前後に金銭が支払われていることからみて、前貸し関係は考えられない。西村太郎兵衛は和田清右衛門と同格の農村穀物商人であったものと考えられる。

第6表にある南湖、橋屋三次郎との売買関係は、西村太郎兵衛の場合とは逆である。すなわち和田清右衛門は米を橋屋に売り、金銭を受け取っている。この金銭は販売当日かまたはおそ

第5表 西久保村 西村太郎兵衛との取引関係

月/日	品 目	数 量	入		出	
			(両)	(文)	(両)	(文)
2/11	粟	3俵	2.20			
2/17	二 番 渡				1.00	
〃	金銀出入帳				1.20	
12/11	米	6俵	4.20	770		
12/10	金				4.00	180
12/23	米	5俵	3.30	343		
〃	金				6.00	180
11/21	米	3俵	2.02	1213		
12/13					2.02	1213
	合 計		12.32	2326	14.22	1573
	差 引				1.20	323

注. 米の買入価格は1両=5斗2升である。

くとも一〜二ヶ月後に受け取っている。年末の貸借関係はない。ただ七月二二日には、「金次郎分」としての錢二一貫四〇〇文を受け取っている。この点、橋屋三次郎の仲買商的性格を窺うことができる。南湖とは、正式には高座郡茅ヶ崎村の小名である。相模湾に面しており、漁村的性格が強い⁽⁴⁾ため米の需要を考慮することができる村である。橋屋はこのような漁民の米需要に因應するために米を購入したものと思われる。橋屋も和田家と同等の農漁村の穀物商人と思われる。換言すれば、和田家や橋屋は、一方では宿場町や湊の間屋的穀物商と取引関係をもち、他方では南湖のような地域の米穀市場と結びついている仲買商的機能を有していた農村商人ということができよう。米穀は「他国売」ばかりではなく地域の農村市場の需要に因應するためにも流通していたのである。

第三のケースは、萩園村の七左衛門と同じく次兵衛との関係であり、その内容を示したのが第7・8表である。

第7表の七左衛門との関係からみよう。和田家は、大麦、干鰯、金を出し、橋普請労働およびつき麦を入れてい⁽⁵⁾る。年末には金六兩余りも貸越し、「金銭書抜帳」へ繰入れている。つまり大麦、干鰯を貸付け、金五兩を「時かし」しているのである。時かしとは短期日の貸借関係であり、比較的低利率の貸付と思われる。⁽⁶⁾七左衛門は、三月二二日ないしは四月五日に借りた大麦を橋普請役すなわち労働役で返済している。また六月一九日の干鰯二俵分の貸付に

第6表 南湖，橋屋三次郎との取引関係

月/日	品 目	入		出		
		(兩)	(文)	数 量	(兩)	(文)
6/ 7	上 米			3 俵	3.20	544
7/22	利 息		21,400			575
8/ 1	入 金		2000			
7/23	上 米			2 俵 2 斗	3.02	銀6匁4厘
8/25	入 金	0.11	4500			?
9/28	入 金	1.02	8324			
10/ 6	上 新 米			3 俵	2.00	712
〃	上 新 米		1.00	7500		
10/21	上 新 米			2 俵	1.12	534
12/ 7	入 金	1.20	329			
	差 引					55. 勘弁

対しては、つき麦で返済し、差引分は翌年の一二月二八日に決済されている。結局七左衛門は農民でありながら穀物や肥料の貸付けを受け、しかもその返済は労働役でしか行なえない階層に属していたことがわかる。干鰯購入の事実から、彼は農業耕作に携わっていたことは間違いない。このような七左衛門を私は、和田家の小作地耕作に従事していた小作人と考える。換言すれば和田家は七左衛門のような小作人を前貸し支配下に置くという型で編成していたのである。

次に第8表の次兵衛との関係に入ろう。

和田家は、次兵衛に対し「田証文渡」すなわち田地代金を貸し与え、さらに「御料皆済賄」すなわち次兵衛の年貢負担分を貸付けている。これに対し次兵衛は「畑替地分」である畑地、米、「小作帳過米」（小作米）、「御料米分」（年貢米分）を返済している。和田家は、水田と年貢負担分の金を次兵衛に貸与え、小作米と年貢米を取立てていることがわかる。これにより、次兵衛は和田家の小作人であったことを想定することができる。和田家は、次兵衛のような小作人の剰余分（「小作帳過米」とは正規の小作米を超過した分という意味に解釈できる）を小作米として取立てることによって、米の集荷をはかっていたのである。こうして米は完全に和田家を買占められていたものと考えられる。なおここで注目しておかねばならぬ点は、「畑替地分」金二兩二分の入と「田証文渡」

第7表 七左衛門との貸借関係

月/日	品 目	入		出	
		数 量	数量	(両)	(文)
3/22	大 麦	3 俵分橋普請にて済	1 俵		
4/ 5	大 麦		2 俵		
6/19	干 鰯	2 俵	2 俵	1.23	45
8/24	つ き 麦			(戌12/28済)	
〃	時 か し			2.00	
9/10	時 か し			3.00	
差 引	金銀書抜帳へ			6.23	45

金三兩の出との関連である。恐らくこれは、和田家が畑地を小作地として集積した結果を意味しているであろう。⁶³⁾

以上、三つのケースを通して見たように、和田家は、地主として米穀を集荷し、これを問屋の商人ないしは同類の在方米穀商に販売することによって、その経営を発展させていた。同時にそれは、村内ないし周辺農民を小作人として編成していたことを意味しているのである。

かくして幕末期における相模川周辺地帯は、地主・小作関係の展開をみる。慶応元年（一八六五）、高座郡羽鳥村では、年貢及び小作料を納入するもの、小作料のみを納入するもの、合わせて実に村内の七五パーセントに達し、名主三嘴八郎右衛門は「村方田畑九分通所持致居、当村一番之大高持且金持」という大地主であったことが明らかにされている。⁶⁴⁾

註(1)・(2) ともに「乍恐以書附奉願上候」(和田家文書)による。

(3) 萩園村「御仕置五人組帳」(和田家文書)による。

(4) 「相模国の所領構成と村落(2)」(「神奈川県史研究」一五号)参照。

(5) 平塚市立博物館、土井浩氏の御教示による。

(6)・(8)・(9) 渡辺京子「幕末期片瀬港における商品流通について」(「藤沢市文書館紀要」第一号)参照。

(7) 厚木市史編さん委員会編『厚木市史料集』(4)、二四頁、参照。

第8表 次兵衛との貸借関係

月/日	品 目	数 量	入		出		
			(兩)	(文)	(兩)	(文)	
9/28	前期預分	1俵 1斗	0.10	1319			
	入 錢			1177			
10/15	田証文渡		2.20			3.00	
	畑替地分						
12/12	入 金		0.11		1707		
	米		}	1.33	1000		
小作帳過米							
12/14	御料米分					0.33	329
	御料皆済					0.03	170
	本田同断					0.33	92
	御料米						
	不 足 分					465	
	差 引		0	0	0	0	

- (10) 『新編相模風土記稿』第三卷、茅ヶ崎村の項および茅ヶ崎市南湖「加藤信太郎家文書」による。
- (11) 信州諏訪の問屋商人、林善左衛門家の時貸し例による（北島正元編『製糸業の展開と構造』一五一―二頁参照）。
- (12) 関東南西部地帯の農村でも畑地集積によって、そこで麦、大豆など主穀類の商品生産が行なわれていたことを推測することができる。なお水戸藩領下の村では、上層農民が畑を中心に土地集積を行ない、そこへ商品生産を集中させていたという（前掲、長野ひろ子論文、参照）。
- (13) 飯島端治「維新时期における村方騒動の展開」（駿台史学「三三三号」）参照。

おわりに

維新変革への拾頭を始める関東農村の実相をさぐる必要があるという指摘⁹⁾をうけて、小稿では、分析対象地域を相模川流域、当時の行政組織上では相州高座郡一の宮寄場、同藤沢宿寄場内の村落に限定して、再編のあり方を追求してみた。その結果、天保期から開港期にかけて、地主兼穀物買占商人による再編が進行していたことをほぼ明らかにし得たと思う。佐々木潤之介氏が主張されている「豪農」¹⁰⁾をこの関東南西部地帯に見出すとすれば、右のような形態ではなかったかと考えている。

しかしながら、農民の土地保有状況、年貢収奪の内容については史料制約もあって殆んど触れずじまいであった。したがって平野部畑作地帯に展開する地主の性格とその展開の模様については一般的に触れた程度であり、そのもとで編成される農民の特質についても論及することができず今後の課題として残される。

また、関東農村の荒廃問題や農民闘争との関連についても正面から取り扱うことはできなかったが、この点についての見通しは立てている。以下それについて触れておくことにする。

関東農村の荒廃問題は、主に北関東を対象として議論^⑧されているが、南関東においても無視できる状況ではなかったものと考えている。平野部で畑勝ちの低生産地帯であり、領主の収奪と地主・高利貸である買占商人の前貸し支配が存在し、また彼等によって進められた商品生産も米、麦、大豆などの主穀生産が主体であったとすれば、論理的には農民の階層分化を進行させ、荒廃現象にたちいたったとしても不思議ではない。事実、幕府代官江川太郎左衛門の触書では荒田の存在を表わしていた。ただ平野部畑作地帯では、干鰯の導入による生産性の向上とそれにともなう集約労働の強化によって幾分なりとも荒廃化が緩和されたものと思われる。潰百姓の立寄り^⑨がみられるのもそうした背景があったからではなからうか。

このような形での畑作生産は、飢饉が発生すればたちまち穀物の施し^⑩を受けねばならぬ状況に追いこまれ、それが農民闘争を激化させてゆく直接の要因ともなっていた。

在方穀物商による穀物の買占め、宿場町や湊の間屋的商人による「他国売」は、とくに宿場町や町場化した村落において、米価の高騰を招き、それが騒動や打ちこわしの原因となっていた。

たとえば天保八年（一八三七）、高座郡茅ヶ崎村（恐らく南湖地域だと思われる）では、

茅ヶ崎村之儀は浜方漁師多居屋鋪高而已ニ而田畑所持之もの無致困窮差逼、自然と人気茂騒立候哉、寄合等いたし候始末入御聴御出役様御越被為遊^⑪

という不穏な空気に包まれ、天保四年（一八三三）には橘樹郡神奈川宿^⑫、高座郡藤沢宿^⑬でも同様な騒ぎを生み、同七年には東海道大磯宿において「米価高直ニ付、小前一同難儀」を理由に打ちこわし^⑭を誘引するに至った。前に述べた萩園村の和田家には、天保七年に発生した甲州郡内騒動の聞書^⑮が残っているが、これはこの地域の豪農層が頻発する騒動や打ちこわしに対して、深刻な危機意識をもっていったことのあらわれであると考えられる。そして、ついに慶応二年（一八六六）、藤沢宿における世直し的な打ちこわし^⑯へと発展していったのである。

一方、村落においても、嘉永期ごろから地主、小作間の対立が激化し、慶応期に至る間に、村役人の不正追求⁶⁴からはじまって小作料軽減、質地請戻し等の要求をかかげた闘争が展開し、ついに世直し騒動の様相さえおびるに至ったのである。⁶⁵

こうした事態に対する地主側の対応策の一つに遊行寺名目金貸付⁶⁶などをあげることができるのであるが、維新期にかけての地主制の特質あるいは地主の政治的対応などの点については今後追求していかねばならない。

註(1) 難波信雄「天保期における幕府権力と関東農村」(『日本近世史の地方的展開』所収) 参照。

(2) 第三節註(10)および『幕末社会論』二六二―二八一頁参照。

(3) 第二節註(12)に同じ。

(4) 煎本増夫「幕末期における潰「株」百姓の存在形態」(『世田谷』一二号) 参照。

(5) 藤沢宿では、天保七年の飢饉の際、合計三〇二俵の米が、一〇〇文につき七合の割合で窮民に施されている(『天保七申年凶作ニ付八月より施し差出候寄特人名前書抜控』(『藤沢市史資料』第八輯) による)。

(6)・(7)・(8)・(9) 『神奈川県史』資料編7、近世(4)所収史料による。

(10) この史料については拙稿「甲州郡内騒動の聞書」(『茅ヶ崎市史研究』創刊号) 参照。

(11) 拙稿「東海道藤沢宿における慶応二年の打ちこわしについて」(『藤沢市史研究』五号) 参照。

(12) 高座郡矢畑村でも、小前百姓達が村役人の不正追求運動をおこなっている。「嘉永六年丑八月より、村方一件願書写」(小沢璋家文書) による。

(13) 飯島端治、前掲論文参照。

(14) 拙稿「南関東地方における寺院の名目金貸付について」(『近世神奈川の研究』所収) 参照。

(昭和五十一年九月二二日成稿)